

荒川区内の高度地区 2 (最低限度)

【最低限度】

建築物の高さ(地盤面からの高さによる。以下同じ。)の最低限度は、7mとする。ただし、次の各号の一に該当する建築物又は建築物の部分については、この規定は、適用しない。

- (1) 都市計画施設の区域内の建築物
- (2) 高さが7m未満の建築物の部分の水平投影面積の合計が建築面積の2分の1未満かつ100㎡未満の建築物の当該部分
- (3) 増築又は改築に係る建築物で当該増築又は改築が建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の7第一号及び第二号に定める範囲のもの
- (4) 附属建築物で平屋建てのもの(建築物に附属する門又はへいを含む。)
- (5) 地下若しくは高架の工作物内又は道路内に設ける建築物その他これらに類するもの
- (6) その他の建築物で特定行政庁(当該建築物に関する建築基準法上の事務について権限を有する特定行政庁をいう。)が公益上又は土地利用上やむを得ないと認めて許可したもの